

議会運営委員会 会議録

日 時 令和6年6月13日（金曜日）

午前10時00分開会、午前10時45分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長挨拶

4 協議事項

(1) より高い倫理観と品位を持った議会運営に関する陳情書について

(2) 議会の個人情報保護に関する条例施行規程の改正について

(3) その他

5 閉 会

出席委員（6名）

委員長 吉田 千鶴子

副委員長 目黒 英一

委 員 勝田 達也

委 員 矢口 勝雄

委 員 田中 義法

委 員 菅井 歩美

欠席委員（1名）

委 員 小坂 博

事務局職員出席者

局 長 櫻井 良哉

次 長 元川 宏

次長補佐 小野 聡

主 査 津久井 麻美子

主 幹 高橋 陽平

主 事 古宮 英剛

傍聴者（1名）

○吉田委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありますか。

(「意見陳述者のみ」との声あり)

○吉田委員長 それでは早速協議事項に入ります。本日は当議会運営委員会へ付託されました、新規の陳情1件がございます。審査に先立ちまして、陳情者から意見陳述の希望があり、本日お越しをいただいております。それでは、受理番号6より高い倫理感と品位を持った議会運営に関する陳情書を審査いたします。委員の皆様は、議会運営委員会令和6年6月13日開催を準備してください。資料1となります。これより、陳述者のほうに意見陳述をしていただきます。陳述者におかれましては、陳情内容が逸脱することなく、概要をお述べください。逸脱するようなことがあれば、委員長のほうから注意をいたしますので御了承願います。なお、陳述していただく時間は10分間となります。陳述終了後に、陳情の審査に移りますので、よろしく願いをいたします。それでは意見陳述を始めていただきますよう、■■様よろしくお願ひいたします。

○意見陳述者■■氏 改めておはようございます。今回ですねこのような機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。私は■■に在住しております■■と申します。着座にてお話しさせていただきます。今、先般、先日もですね議会傍聴させていただいた中で、議員の皆さん本当に真摯にお取り組みなっらっしゃるといことは、肌で感じておりますけれども、時にですねちょっとどうなのかなというようなことがございまして、今回の陳情ということにさせていただきました。これからお話しさせていただくことはですね、議会条例であるとか、議会の倫理規定であるとかいうところにきちんと規定されているようなこと、改めて申し上げるようなことを多くてですね、大変議員の皆様には、釈迦に説法といいますか、非常に大変失礼なことを申し上げるかと思ひますけれども、ぜひちょっと御理解の上、最後までですね、御清聴いただければと思ひます。議会条例の前文にですね、議会のあり方ということがきちんと規定されています。それは二代表制のもとでと云々というところでの議会のあり方と。それから同時にですね、その第10条には、倫理規定というようなことですね政治倫理に関してという項目もございます。改めてさせていただくと、第10条議員は市民全体の代表者として、その負託にこたえるため、高い倫理性が求められていることを常に自覚し、品位を持って行動しなければならないと。こういったことはですねもうすでに御存知だと思ひますし、さらに政治倫理に関する条例というような中に、七つの倫理基準というようなことも設けられて、ちょっとそれですけれども、その七つの倫理基準の中にですね、市の職員という言葉で始まるのが三つあるんですね。つまり、市の職員に対するいろんな影響力の大きさといいますか、議員のほうの影響力、そういったものの大きさということもあるので、市の職員というようなことで始まるものが三つほどある。改めて後でちょっとね、御覧いただければと思ひますけれども、改めてそういう意味では、議員の方々のお仕事の大変さということをですね、感じたところでもあります。話を戻しますけれども、さらにこの政治倫理審査委員会ということの設置についても規定されておりまして、いろいろなことですね、議員としてあるまじきというようなことがあれ

ば、そういったことに負託されるというようなことでありますけれども、ここ私、議会傍聴させていただいた中ではですね、今回はまだ開催中ですので除きますけれども、過去、議会事務局のほうにちょっとお調べいただいたんですけども、この政治倫理審査委員会ですか、開かれたことはない、委員の任命に関する会議はありますけれども、それ以外の案件で開かれたことはないということで、これに関してはですね、非常に素晴らしいことだなというふうに思っています。そういったことはないほうがいいんですけども、ただ今回のことともちょっと関係があるので申し上げますけれども、一般質問でですね、大変恐縮なんですけれども傍聴者として申し上げさせていただくのであれば、これが本当に議員の発言であるのかということ、今回の一般質問の中では見受けられてましてですね、今日議長、いらっしゃるのかなと思って、申し上げようと思ってたんですけども、議長は非常に苦勞されて、正常の状態に戻そうというようなことを努力されていたにもかかわらず、なかなか発言が止まらない。で議長の制止をきかないというような場面がありました。当然議長としてはですね、それに対する対応をもうすでに考えられていると思いますし、議員の方々も、それについてなにがしかのお考えがあるのかと思いますので、それに関して私のほうで云々と申し上げることではないんですが、傍聴者としてはですね、非常に残念なことだなというふうに思っています。本当に素晴らしい議会のためにということですね、議員の方々、常日頃御努力いただいていることは、私も地元の議員もごさいますので、非常にわかっております。ただ、ちょっと残念だなということがございまして、私は今回ですね、この陳情させていただいた中身というのはそういった例えば政治倫理審査委員会にかかるとか、懲罰委員会とか、というところのものではなくてですね、ちょっと言葉を変えて言うのであれば、普段、議会の開会中議場の中におけるそれぞれの、つまり議員、それから事務局、傍聴者、すべての人たちの行動、基本的な行動や態度についてというところでの陳情ということになります。私ここ5年間ですね、ほぼ毎回のように議会傍聴をさせていただいております。その中で、大変残念なんですけど、毎回毎回ちょっと感じるございましてですね、議事になんていうかな集中しないといひますか。ちょっと弛緩したような雰囲気を感じるが多々あるんですね。これ何なのかなと思ってずーっと疑問に思っていますね。そんなことで今回、陳情という形をさせていただいたんです。具体的に例え言うのであれば、居眠りですね。居眠りがですね、1回2回ではないんですね。毎回の議会で居眠りをされている方がいらっしゃいます。これはどなたというふうに申し上げませんけれども。普通の会社でですね、そんなに頻繁に居眠りしてたらこれ即アウトで退場なんですよね。そういったことが、居眠りしてる側も悪いんですけども、大変申し訳ないんですが、それを注意されることがないんですね。例えば普通そういうことだったら、社長からね注意されるし、あるいは他のほうから注意され退場になりますし、こんなこと言っちゃあれですけど社長自身が寝てるとね、これは論外の話になりますので、それはそれとして置いとしましてですね、そういったことが本当に常態化していると非常に残念で、今回こういったことをちょっと陳情させていただいたということになります。過去私も毎回のようにですね、事務局のほうにお願いをして、こういう状況で

すよということをお願いして、お話をして、過去2回、正式には2回ですね、事務局にお願いをして、居眠りされてる方にちょっと注意してくださいということをお願いしたんですけども、それでもいまだにそんな状況になっているという非常に残念なことがあります。ぜひ、そういった意味でですね、議会に向き合う態度や行動というところ、これは残念ながら今のところの条例等々見ていくと、明確には規定されていないような気もしましたので、ぜひそういったところを御検討いただけないかなと思ってですね、今回、陳情という形をとらせていただきました。ここからが陳情内容ということになります。お手元の資料を見ていただいて、1番から4番ということのところでございます。改めて申し上げますと、1番が議会におけるその構成員全員の態度や向かい方を規定する条例の制定。それから2番として、議会における最低限の品位を保持すべく、議場内のすべての構成員に、居眠りをとられる態度等を含むや身勝手な私語の禁止を徹底する。疾病等により、上記ととられるような姿勢が出現する可能性がある場合には、事前に議長に診断書等を提出し、個別に許可を得ることを規定する。3その他、議事に集中しないような行動、ネット検索や進行中の議事に関係のない自身の調べもの等によるものを禁止する。そして4番として、上記123の状況を監視し、その徹底を議長に進言する組織を創設するというようなことをぜひお願いをしたいと、御検討いただきたいということでございます。まず第1番目のところはですね、政治倫理条例に関する条例と別にですね、例えば議場内における出席者の議場における真摯な議事への向かい方に関する条例というような、その行動や態度の規範というようなことで規定していただければというふうに、御検討いただければと思っています。それから2番として、その具体的な内容として、詳細に規定していただきたいと思います。で、この2番のところでは御注意いただきたいのをぜひお願いしたいのは、と取られるような態度等を含むということです。議場内で疑惑を抱かれるような態度をとることということは、非常にね、いけないことだと思いますし、例えば裁判だとですね、疑わしきは罰せずということになりますけれども。議場においてはそうではないと私は考えます。疑われるような態度をとらないということが当たり前ではないかなというふうに考えますので、それについても規定いただければと思います。それから3番目ですね、一見こう議事に集中しているようで、私、後ろから見てるとすごくよくわかるんです。前から見てるようにわかるんですよ。5分だとあれでしょうけど、10分20分このままずっと動かない方もいらっしゃるんですよ。そういったことも含めてですね、ぜひ議場での態度等について、もう一度御検討いただくことが必要ではないかなと思うんです。昔の話ですけど、議場内で自分の携帯でですね、株取引をしててというような議員さんが、国会議員さんがいたというふうな記事も読んだこともありますし。私携帯電話をね、議場に持ち込むこと自体悪いとは思っていません。万が一のことを考えればそれは常に携帯するべきであり、ただ、それを持つほうの使い方、つまりその方の資質、職責に取り組む姿勢ということだと思いますので、ぜひ一社会人としてのあるべき姿ということも含めて、ぜひ御検討いただければと思います。時間も来てしまいましたので、あと最後に4番目ということで、ぜひ一般の傍聴者、一般の市民も含めた、そういった監視体制を作っていただくということも

お願いできればと思います。それと本当に最後一つですね。カメラ、議場にございますよね。あれパンしたり首振ったり、それするだけで、すごく抑止効果にもなるのかなと思います。配信を見てると、そういうことは一切映りませんので。そういったこともぜひ御検討いただければと思います。本当に時間を過ぎてしまって本当に大変申し訳ないんですが、ここまでお話しさせていただいたこと、議員の方々に大変失礼だと思ひし、進められてる方に大変失礼なことばかり申し上げましたけれども、ぜひ、よりよい、土浦市、そして議員の方々の努力が本当に結果として残るようにですね、ぜひそういったことも含めて御検討いただければと思います。以上をもって陳述を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○吉田委員長 ありがとうございます。審査に入る前に、委員のほうから、陳述者の方に対して、何かお聞きしたいことございますか。今の時点で、陳述者の方に聞くということ。この時間をもってしか聞くことはないんですけれども。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 質問もないようですので、これから審査に移りたいと存じます。陳述者の方は、傍聴していただくか、あるいは退席していただいても結構でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(陳述者傍聴席に移動)

○吉田委員長 それでは、委員の皆様から御意見を賜りたいと存じます。

○勝田委員 まず、今陳述者の方からのお話を伺いまして、このような陳情書が出たということは、今お述べいただいたような、感じられてる方がいるということでもありますので、議会を構成する議員の1人としては、残念なことだなというふうには感じておりますし、またこれはやはり真摯にそういった声があるということ、なんていうか、捉え方として、そういうふうには捉えられている方がいらっしゃるということに対してやはり真摯に考えなきゃいけないなというふうには感じております。いくつかの陳情事項がございすけども、例えば居眠りをしたとか、そういうふうに見えるように態度をするという、そういうふうに見えるということとですね、例えば自身の携帯等で何か検索しているとかいうことというのは、根本的に違うことなのかなというふうには思います。どういったことかという、ちょっとこれ事務局にも再度、これ再度の確認なんですけど、基本的に、基本的にというかですね、このiPadはもちろん持ち込みできますけども、それ以外の通信手段があるような、例えば携帯電話のようなものですかね。スマホとかですね。そういったものを議場内に持ち込むということ自体が、今の規定でどのようにしているのかというのをちょっと再度確認の意味で、教えていただいてもよろしいですか。事務局のほうで、よろしくお願いいたします。

○元川事務局次長 今の御質問。普通の個人のスマートフォンということで、そちらについては会議で使う前提なんですけれども、先ほど陳情者の方からも御案内がございました、会議規則のほうの中で、使える情報機器、端末としては、議会で御用意して各人にお配りさせていただいております、議会が認めるタブレット型端末に限るということで、使用については、使えるのはその機器のみということですので、それで持ち込み自

体については、特にその持ち込んではいけませんというようなものは、明記はないんですけれども、ただ傍聴規則の中でも記載がございます、そういったものを持ち込んだ場合、そちらの機器が音を出してしまったりとか、そういったことがないようにというような注意書きとございますか、そういった縛りは、現在あるような状況でございます。以上でございます。

○**勝田委員** はい、ありがとうございました。今おっしゃったことを考えますと、この支給されてる i P a d 以外を操作して情報のやりとりをするというのは、現在の規定からしても、適切ではないということではよろしいんですね。

○**元川事務局次長** おっしゃるとおりで、あとは今議員おっしゃる i P a d、タブレットについても、別に土浦市議会タブレット端末の対応及び運用に関する規定の中で禁止事項、禁止行為というのが明確に定められておまして、いくつか挙げますと例えば通話とかメール、その他の外部との通信とか、あるいはそのウェブサイト動画の閲覧ですとか、あとは会議等に関係のないソフトウェアの使用をということではいくつか禁止事項も明記されているので、それにのっとりタブレットをお使いいただくような形になっております。

○**勝田委員** ありがとうございます。理解いたしました。ということと、あとおしゃべりってのもありましたよね。私語ということで。確かに議場の中で、私語なのか、何なのかちょっとわかりませんが、声を発するというのも、耳にすることはなくはないなというふうに思います。ということで、居眠りがいいということはこれは決して言えないわけでありまして、なかなか居眠りなのかどうかということがちょっとわかりづらいということもあつて、その辺りはすぐ私も結論出ないので、これに関してはちょっと会派に持ち帰って、皆さんの意見も聞きたいなというふうには思っています。戻りますけども、先ほどもうすでに適切でないといわれている自身のスマホ等を使うということは、これは気をつければ防げないことではないので、そこは現行法のことでも規定されてますからやはり議員の皆さんは倫理感を持ってそれを、そういうふうには取られないように、すべきであろうなというふうには感じています。以上です。

○**田中委員** 確かに居眠りとかは、これ学校でも何でもそうだと思うんですけど、会議の途中で居眠りっていうのはやっぱり言語道断かなというところがございます。体調によってどうしてもって、薬を飲んでその眠気が出てしまうっていうのは、ある場合もあるとは思いますが、その辺は診断書まで必要かというところもあつて、事前に議長のほうに、体調不良で薬を飲んでるんでっていう通告はしておいたほうがいいのかなというところもあります。あと、私語がやっぱり、たまに聞こえてくるところもあるんですけど、その応援のやじ的な私語なのか、あと、すぐくお話ししてるのが、これは正直私もちょっと某団体のところだと、年配者の人が会議中に自分らでしゃべりだすことも結構あるんで、そういうのもちょっとやっぱりないなというところもあるのでこの辺はやっぱり倫理感を持って直していくべきかなと思っております。携帯のほうも持ち込みが禁止であれば、持っていけないと、みてもいけないのかなというところはルールなので、あとここにちょっと記載されてないんですけど、お水もなんか駄目だとい

うことでちょっと聞いてるんですけど、最初わかんない時は最初持って行ってしまったんですけど、言われてから、私もお水を飲まないようにはしていますので、そこはちょっと発言の時、質問する時とかがあって、どうしても喉渇いちゃうとか、席に戻ってちょっと一口潤しても良いのかなとは思ってはいるのでその辺はちょっと。協議していただきたいなというところもあります。以上でございます。

○矢口委員 矢口でございます。基本的に勝田委員がお話になったことをそのとおり、私も同じ意見であるんですが、さらにもう一つですね。まず、今回こういった陳情が出たときに、毎回傍聴されてるといのは私もよく存じておりますし、そういった方からこういった内容が出たということは、私たち議員として重く受けとめなければいけないというふうに思っております。そしてですね、今回の陳情事項の3番ですね。議事に集中しないような行動を、要するにおそらくタブレットの関係ない部分の検索も、後ろから画面がよく見えるという状況だと思しますので、これ改めてルールづくり、ルールの確認をすべきではないかな。つまりどういうことかっていうと、貴重な税金を使ってこのタブレットを私達に支給されて使ってるところなんですが、全面的に議題、議案だけここに表示してればいいというものではなくて、やはりその議事の中身を私たちが真剣に検討するにあたっては、やはりこの端末を有効に活用すべきだと思います。ですから改めてこのルールの確認をして、やるべきことは積極的にやっていく。そして、関係ないことは当然ですが、駄目だという、改めて確認をすべきではないかなと思います。そういったことを含めて、私も会派に、それぞれ会派に持ち帰り、自分のこととして議員一人一人が考えていくいいきっかけではないかな、そういうふうに思います。以上です。

○菅井委員 いろいろ、やはり一人一人が気をつけていくべき点っていうのは、多々あるんだなと感じるところではあります。改めてしっかりとこのような意見を受けとめながら、気をつけていくべきだと感じました。この3番のこの進行中の議事に関係ない自身の都合等による調べものっていうよりは、1度私もこの端末に不具合が途中で生じて、その後、議事行ってる途中の表示がうまく、Wi-Fiの関係なのか、その端末の問題なのかわからなくて、途切れてしまったというケースが、最初のほう結構そういったケース続いたことがありました。その際に、まず自分でできるホームボタン押すとか、何かできることあるからってやっぱ別の操作をしたこともあり、何かすごくその時にやっぱり自分もでも何かこのほか、触ってていいのかなとか、誰に言ったらいいのかなとか、結構戸惑ったときもあり、最近はちゃんと読み込めるようにはなったんですけど。何かこのようなその端末のちょっと不具合とか予期せぬことによって、どうしたらいいのか、特にちょっと私のような新人だとそのときに、誰にどう伝えていいのかわからないというところもあり、戸惑ったということもあったのでそういう場合にじゃあどうしたらいいのか、まずこの基本的なこの操作等も含めて言うか、誰かにヘルプを出していいのかな等も含め、やっぱりちゃんと私も聞いたり、そこはしなかったなと思ったんですけど、わからないままにしていたところ、多く感じたので、そのような何かトータル含めて、このような時にどういうふうに対処したらいいのかっていうところも、何か決まりがあると、全体的にこう過ぎやすく、取り組めるのかなっていうところも感じました。あ

とやはり自分の出番があるときとかに、もうそういう時にあげてやっぱりこれちょっとめっちゃめっちゃ乾燥したりとかして、水分補給とかどうしたらいいのかなとか、そういう部分も感じたので。何か、やっぱり外に出なきゃいけないと思いつつも、今ここで立ち上がっていいのかなとか、とまどうこともあるので、何か様々な、やっぱりそういった細かな取り決めがこうわかりやすく明確化してるほうが、多分議員も、そこにいるすべての方も過ごしやすく進行していけるのかなというところも感じたので、はい。いろいろ何か、なんででしょう今後、多分、明確にしていくところっていうのはほかにもたくさんあるのかなと感じた次第でした。一人一人が気をつけることを気をつけながらでも明確化して、過ごしやすくしていけるっていう環境づくりというのにも必要なかと思いました。以上です。

○**目黒副委員長** 今回初めて陳情者のお話だったり各委員のお話を伺った中で、まだまだ審査が必要ではないかなと思いますし、またこういった議会運営に関する、他の自治体の先進事例を調査研究しながら、まだこのことに関しては、話し合い審議を進めるべきではないかなと思うんですけども、私の個人的な意見でございますが。はい。そう思いました。以上でございます。

○**勝田委員** 菅井委員のさっきのお話で気持ちはわかります。水がどうこうということはすでに規定されてるので、それ事務局に聞か、会派の人に聞いてください教えてください。あと iPad であるんです。たまにね。わかります。事務局いますから、手挙げて読んでもらう。すみません。ここで言う話じゃないかもしれない。呼べば大丈夫です。あと一次議場退席されるというのも、決まってますからどうぞ御確認いただければ、大丈夫だと思います。ちょっと田中議員もおっしゃったけど水の問題、どうですかね今回の陳情内容とは違うので、私の感覚ね、水の話はちょっとまたやるのであれば、これ別途議員のお話ですから、議運で諮るべき内容だと思いますので、ぜひその辺りあるのであれば出していただいていると思います。

○**吉田委員長** その他ございますか。御意見。

(「なし」の声あり)

○**吉田委員長**

(「異議なし」との声あり)

○**吉田委員長** それでは私のほうからちょっと、まずもって今日■■さん本当に私ども、ずっと傍聴に来ていただいていること、本当にまずもってありがとうございます。その中ですね。やはりこうした長年見ている中で、私どものやっぱり市民の代表たるというその趣旨のところでございます。このことは全くそのとおりだなと。そして、このことは私どもが本当に今、皆さん真摯に受けとめたいという、そういった委員のほうからもございました。本当にこうした態度、そのことを一応規定もあるんですけども、皆さん異口同音に仰ってましたように、本当に我々もう一度このいただいたことによってですね、しっかり自分事として、このことをですね、しっかり受け止めて前進をしていきたい。改革をしていきたい。そんな私のこれは感想でございます。本当に議会における態度、そういったあるべき姿。それはどういうことなのかということを、一人一人がま

た考える機会をいただいたなと感じている次第でございます。本当にありがとうございます。それでは意見も、皆さんから伺いました。そういった中で今回、どのようにしていくかということで採決に移りたいと存じます。受理番号6についてでございますが、まず継続審査ということ、皆様、いかがでしょうか。

(「はい」との声あり)

○吉田委員長 よろしいですかね。はい。継続審査ということで、先ほどございました。私自身もそう思うんですが、やっぱり自分ごととして今回のこの提出された陳情。そのことをですね一人一人がやっぱり受け止めるいいチャンスかなというふうに思っています。そして、いただいたその4項目に対してですね、すでにある規則もでございます。そういったことをしっかり確認をしながら、それぞれの会派に持ち帰ってということで今回、継続審査ということで、皆さんそのようなことにさせていただきたいと思えます。それでは本陳情についてはですね、継続審査を求めるという意見でございましたので、まずは継続審査についてお諮りをしたいと思えます。本陳情を継続審査にすることに賛成の方は挙手を願います。

【賛成6名全員】

○吉田委員長 全員賛成ということで、賛成多数でございます。よって継続審査することといたします。この陳情に関しましては、これをもって、継続審査ということでよろしくどうぞお願いを申し上げたいと存じます。ありがとうございました。つぎに、協議事項(2)議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の改正について協議をお願いしたいと存じます。事務局より説明を願います。

○元川事務局次長 資料2-1でございます。まず資料2-1をお開きいただきたいと存じます。御準備よろしいでしょうか。こちらの件につきましては令和5年3月22日に制定いたしました土浦市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程につきまして個人情報保護法施行規則の改正に対応するため、所要の改正を行うというものでございます。資料2、今お開きの資料のほうでございますがこちらは改正後の規定の前文となっております。文中の赤字の部分今回の改正箇所でございます。それでこちらの改正箇所だけ抜粋した資料も本日御準備させていただいておまして資料2-2になります。こちらの新旧対照表のほうで御案内できればと存じますので、準備のほうよろしく願いいたします。資料2-2こちらにつきまして改正箇所を抜粋した新旧対照表ということで、本資料につきましては、欄左側から御案内させていただきますと、新といたしまして、改正後の条文、その右側、旧といたしまして、改正前の条文、その右側でございますのが改正されました個人情報保護法施行規則の条文。そして備考欄という並びになってございます。主な改正内容につきましては、こちらの資料の2ページになりますが、2ページの左下の赤字箇所になります。こちら御覧させていただきたいと存じます。今回の改正の大きな内容といたしまして、その情報が漏えいした場合の通知等の対象事案につきまして、これまでの議会が取得保有している個人情報に、加えて、議会が取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されて

いる情報をこちらも対象が拡大されたということで、それも対象とするというような改正が主な改正内容となっております。その他の改正箇所もほかにございますけれども、そちらも含めまして、全国市議会議長会が作成しました案文のとおり、今般改正するものでございます。本規定の施行日につきましては令和6年4月1日でございます。説明は以上でございますよろしくお願いたします。

○吉田委員長 ありがとうございます。それでは、皆様から御意見を賜ればと存じますが。

○矢口委員 ごめんなさい。よく理解。この改正の中身の。何ていうんでしょう。これを書き加えられることによって実際にどう変わるということをちょっと御説明いただければありがたいんですけど。

○元川事務局次長 質問ありがとうございます。こちら個人情報保護法につきましては、先ほど申し上げた条例と施行規程に、議会のほうで独自に制定しているものでございまして、こちらの内容といたしますか、先ほど申し上げた、これまではもう、現に議会のほうで保有している個人情報ということで、こちらは事務局のほうで、保有しているもの。例えて申し上げますと、傍聴人の受付簿ですとか、あるいは退職された議員の、皆さんの経歴とか、そういった情報、様々、個人情報があるんですけれども。そちらの活用と取扱いについて、規定しているものでございます。それで、これまでは現に持つて保有している情報のみ対象だったものが、今回法の施行規則の改正がございまして、これから例えば情報を収集しようとしているようなものについても、もし漏えい等が発生した場合は、個人情報保護委員会への報告義務ですとか、あるいはその情報の御本人への通知とかってということで、その対象が法が拡大されましたものですから、こちらの先ほどお話しに、2ページの左下にございますとおり、右側、旧の部分で、保有個人情報のみだった、もう現に持つて持っているもののみだったものに加えて、今申し上げました、これからそれを個人情報取得して活用する予定があるようなものも、事案の対象に含めるような改正内容をということで、他も語句の修正等になるんですけれども、今回の規定の改正内容については、主な改正はその部分ということで、ちょっと説明が下手で申し訳ないんですけども、もしその漏えいとした場合の対象について、国が拡大したことに伴って、こちらの議会の規定も併せて、今から取得するような情報を、取得予定してるような情報も含めるというような、対象が拡大されますよという改正になってございます。

○矢口委員 わかりましたと一言で言えないところがあれなんですけど、要はこれから取得しようとしてる部分が今回条文に加えられたってということですよ。一言で言えば。

○元川事務局次長 はい。

○矢口委員 とりあえずそれで結構です。

○目黒副委員長 主務大臣と、厚生労働大臣のその違いってところで、その情報ももっと広く、そういった情報も含まれるっていうそういうふうな意味合いで今回変わったということで。

○元川事務局次長 御質問ありがとうございます。今副委員長おっしゃってるのは1ページの下から2ページ目にかけての、これまで厚生労働大臣という表記が主務大臣に変

更となっている箇所についてですけれども、こちら確認しましたところ、こちらを引用している元の方がありまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の表記がこちらの表記に主務大臣に改正になっておりますので、そちらに合わせて語句を修正するというようなものでございます。以上でございます。

○目黒副委員長 それによって内容が大きく変わるってということではないですね。

○元川事務局次長 はい。

○目黒副委員長 承知いたしました。

○吉田委員長 私のほうから見て確認します。今回の個人情報の保護に関する条例が、大きく範囲がですね、保護される内容というのが大きくというか、広がった、要するに保護されるべきものがきちんと整理をされたという理解でよろしいでしょうか。

○元川事務局次長 はい。委員長おっしゃるとおりでございます。今回の改正で、この議会の方の規定に係る部分は、そちらの拡大が主な内容となっております。以上でございます。

○吉田委員長 その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○吉田委員長 では協議事項2 議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の改正については、事務局説明のとおりとすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 異議なしと認めます。それでは、ただ今のとおり決定をいたします。その他、事務局から何かございますか。

○元川事務局次長 すいません。今の規定の改正についてちょっと補足させていただければと思います。こちらで内容を審査いただいて協議いただいた後、議長決裁で改正という流れになっております。それで、改正後全員協議会のほうで、全議員の皆様にも周知するような形で進めたいと存じますのでよろしくお願いいたします。以上補足させていただきます。

○吉田委員長 ありがとうございます。以上についても、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○吉田委員長 その他、ございますか。

○吉田委員長 なければ、以上ですが、本日の資料は、各議員にこの後、非公表とするものはありませんか。事務局いかがですか。

○元川事務局次長 ございません。

○吉田委員長 なければ、全ての資料を公表とさせていただきます。それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。慎重審議にありがとうございました。ありがとうございました。お疲れ様でした。